

孤立地域の実態把握のためのあり方検討調査業務委託仕様書

1 委託業務名

本仕様書は、三重県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する孤立地域の実態把握のためのあり方検討調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務の目的

令和6年1月に発生した能登半島地震において、道路の寸断により孤立地域が発生し、住民の救助活動や孤立地域で避難生活を送る住民への救援活動に時間を要するなど、様々な課題が生じた。このため、本県において災害発生により孤立地域が発生し、救助・救援に必要となる場合に備えて、孤立地域に関する情報を分析・整理し、今後の防災対策に活用することを本業務の目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年9月16日（火）まで

4 委託上限額（金額には消費税及び地方消費税を含む）

本業務の委託上限額は以下のとおりとする。

委託上限額：2,998,580円

5 業務内容

甲は、県内市町等を通じて孤立のおそれのある地域を対象とした孤立実態調査（以下、「三重県孤立実態調査」という。）を実施し、その結果をもとに地域ごとの個票（以下「孤立地域台帳」という。）を作成する予定である。

本業務は、三重県孤立実態調査に向けて、過去の災害事例や報告書等をもとに調査すべき項目を分析するとともに、孤立地域台帳の案を作成するものとする。

なお、三重県孤立実態調査は甲が実施するものとし、本業務には含んでいない。

(1) 文献調査等の実施

災害時における孤立地域の救助・救援活動において、県や市町等があらかじめ把握しておくべき項目について、以下のとおり文献等を収集し、それぞれ要点をとりまとめること。

なお、以下の業務実施にあたって、必要に応じて聴き取りを行うこと。また、収集する災害事例はあらかじめリスト表（対象の災害名だけでなく、孤立の発生状況も含めたもの）を作成し、リスト表の中から甲の承認を受け、10件程度を調査すること。

①過去の災害状況の調査

平成16年以降に発生した大規模災害（災害救助法が適用される程度の災害を想定）で孤立地域が発生した事例を対象とする。なお、災害は地震だけに限定せず、風水害も対象とする。また、三重県内で発生した災害事例は優先して収集するよう努めること。

②各種調査報告の文献調査

国・地方公共団体や研究機関等が実施した孤立地域に関する調査やその対策の報告書を対象とする。

③各種団体の活動内容等の調査

孤立地域において復旧対策などの災害対応を行った各種インフラ事業者や建設事業者等の活動内容や孤立地域での避難者に対する支援活動を行ったNPO、ボランティア団体等の活動報告及び災害時に孤立した地域の自治会、自主防災組織、住民などの生活状況に関する資料を対象とする。

(2) 調査結果の分析等の実施

上記(1)をふまえて、三重県孤立実態調査を実施するにあたり、以下の点を提案すること。

①調査項目

孤立のおそれがある地域への救助・救援活動を行う際にあらかじめ収集しておくべき情報を項目として整理し、その必要性とともに提案する。

②孤立地域台帳の様式案

甲は孤立地域台帳について、災害時の救助・救援活動の参考として関係機関と共有するとともに、今後、定期的に更新することを予定している。このため、様式案はワード、エクセル、パワーポイントのいずれかの様式で作成すること。

なお、様式案は甲の承認のもと、提出すること。

③調査先の提案

調査すべき項目に基づき市町以外の調査先について提案する。

(3) 報告書の作成

上記(1)、(2)の調査結果等を報告書として作成し、提出すること。

(4) 業務スケジュール

本業務実施にあたり、必要となる作業を想定し、業務スケジュールを設定し、甲の承認を得ること。なお、適宜、甲と打ち合わせ（WEB方式を採用することは可能）を行い、作業を円滑に実施すること。

(5) その他

本業務の目的を達成するのに必要な事項を行うこと。

6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、すべての成果品については、電子媒体の形式でもあわせて提出するものとする。

(1) 提出先

三重県防災対策部地域防災推進課

(2) 提出物

①報告書（原則、A4版で作成したもの） 3部

※報告書には、孤立地域台帳案を含めること

②本業務の検討のために使用した参考資料及び基礎データ 一式

※提出にあたり一覧表として整理すること

③打ち合わせ等の記録 一式

※取りまとめ方法は、甲と協議の上、作成する。

(3) 成果品の権利

本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は甲に属するものとする。

7 業務の着手

乙は、契約締結後速やかに10(2)に示す業務実施計画書を作成し甲に届出をしなければならない。

8 業務の実施体制及び方法

(1) 本業務の実施にあたり、乙は業務の円滑な実施を図るため実施方針や工程等の検討を行い、業務実施計画（実施計画書、業務工程表等）を策定し、甲に提出する。

(2) 乙は本業務の実施の際に、十分に対応できる人数を配置し、事業実施や関係者からの問い合わせに対応するものとする。

(3) 乙は本業務についての打ち合わせ・協議を適宜行うものとする。

(4) その他、本業務に係る補償・経費等の一切は、乙において負担するものとする。

9 業務管理者等の選任

乙は、業務管理者を選任し、本県の承認を得るものとする。業務管理者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。

10 必要書類の提出

乙は、契約締結後速やかに三重県防災対策部地域防災推進課に下記の書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 委託業務着手報告書
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施体制及び各担当者（業務管理者を含む）の提出
- (5) その他、甲乙協議のうえ、必要となる書類

11 受託者の責務

- (1) 本業務の実施に必要な資機材や人員については、本業務に含む。
- (2) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 乙は貸与物品及び本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用するため蓄積してはならない。
- (4) 貸与する各種資料及び物品の取扱いについては、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (5) 本業務終了時、乙は貸与する各種資料及び物品は速やかに返納すること。
- (6) 乙は、受託期間中又は受託期間終了後を問わず、何人に対しても業務上知り得た情報については、甲の了解なく第三者に漏らしてはならない。
- (7) 本業務終了後においても、甲が本業務に係る成果品や調査内容について疑義照会等、必要な対応を要求した場合は誠実に対応すること。